

第 784 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 3 月 11 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「NACCSでの他所蔵置貨物に係る輸入申告時のワーニング表示について」 【資料 1】
（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

【議題 2】 「関税法基本通達の改正について（他法令関係）」 【資料 2】
（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官）

【議題 3】 「通関業営業報告書等の提出について」 【資料 3】 【資料 4】
（業務部 山上 首席通関業監督官）

【議題 4】 「令和 6 年知的財産侵害物品の差止公表について」 【資料 5】

【議題 5】 「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について 【資料 6】
（業務部 鈴木 知的財産調査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 785 回通関協議会は、4 月 8 日（火）11:00 の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

変更内容

(1) オンライン業務の変更

以下の対象業務において、「輸入承認証等識別」欄に「TASY：他所蔵置許可申請番号」が1つ以上入力された場合、表1のとおり注意喚起メッセージを出力するように変更する。

なお、上記以外の条件での判定は行わない。

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務

表1 注意喚起メッセージの出力内容

処理結果コード	内容	処置
W0082	他所蔵置許可申請番号が入力された。	他所蔵置の許可を受けた貨物は、一括申告を行うことができません。

リリース予定日／サービス開始予定日

(1) AP、端末資材

AP : 2025年03月16日（日）保守時間帯
 端末資材 : 2025年03月16日（日）04:00

(ワーニングイメージ)



※「TASY」の入力自体が不可（エラー）になるわけではありません。

令和 7 年 3 月 1 日施行分

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 3 節 保税蔵置場	第 3 節 保税蔵置場
(外国貨物を置くことの承認の申請手続)	(外国貨物を置くことの承認の申請手続)
43の 3-2 法第43条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。	43の 3-2 法第43条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この節において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 令第36条の 3 第 8 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。	(3) 令第36条の 3 第 8 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70-3-1の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。
イ～ハ (省略)	イ～ハ (同左)
ニ 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）	ニ 削除
ホ～ナ (省略)	ホ～ナ (同左)
第 6 章 通 関	第 6 章 通 関
第 3 節 一般輸入通関	第 3 節 一般輸入通関
(他法令による許可、承認等の確認)	(他法令による許可、承認等の確認)
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。	70-3-1 輸入貨物についての法第70条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）	イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸入制限、禁止関係 （イ）～（ハ）（省略）	（省略）	（省略）	ロ．輸入制限、禁止関係 （イ）～（ハ）（同左）	（同左）	（同左）
（ニ）大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）	第19条第1項 《輸入の禁止》	（1）大麻草栽培者が発芽不能未処理種子を輸入する場合には、厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」又はその写し （2）発芽不能未処理種子を輸入し、第18条に規定する方法による処理をする場合には、厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可書」又はその写し	（ニ）削除		
（ホ）～（ウ）（省略）	（省略）	（省略）	（ホ）～（ウ）（同左）	（同左）	（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 2			別表第 2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ～チ（省略）	（省略）	（省略）	イ～チ（同左）	（同左）	（同左）
リ．大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）	第20条《輸入の禁止》	第20条の規定により厚生労働省地方厚生（支）局長が交付する「発芽不能種子確認書」又はその写し	（新規）		

○ 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）（抄）（第二条関係）

【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

第四章 大麻草の種子の取扱い

第十八条 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならない。ただし、他の大麻草栽培者に当該種子を譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第十九条 発芽不能未処理種子は、輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 大麻草栽培者が輸入する場合
- 二 発芽不能未処理種子を輸入し、前条に規定する方法による処理をする場合

2 前項ただし書の許可（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、同号に規定する方法による処理をしなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項ただし書の許可を受けようとする者が前項の規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していないときは、当該許可をしないことができる。

第二十条 第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならない。

第二十一条 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大

第四章 監督

第十八条から第二十条まで 削除

（新設）

（新設）

第二十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行の

【参考資料】

た者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3| 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十二条の四第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、大麻草の加工をしたとき。

三 第十二条の六第一項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第十八条の規定に違反して、大麻草の種子を譲り渡したとき

五 第十九条第一項の規定に違反して同項ただし書の許可を受けないで発芽不能未処理種子を輸入し、又は同条第二項の規定に違反したとき。

第二十四条の七 第二十四条から第二十四条の三まで若しくは前条第二号若しくは第三号の罪に係る大麻草、同条第一号の罪に係る大麻又は同条第四号若しくは第五号の罪に係る大麻草の種子で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（第二十四条の二及び前条の罪を除く。）の実行に関し、大麻草の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に

第二十四条の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

（新設）

二 第十二条の三第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

（新設）

（新設）

第二十四条の七 第二十四条、第二十四条の三若しくは前条第二号の罪に係る大麻草又は同条第一号の罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（前条の罪を除く。）の実行に関し、大麻草の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に

新

六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) **けしの実**については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行したものに限

旧

六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) **けしの実及び大麻の実**については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行

令和7年3月11日

通関業者の皆様へ

横浜税関業務部 首席通関業監督官

通関業営業報告書等の提出について

平素から通関業務の適正・迅速な運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、通関業法第22条第3項に基づき、例年ご提出いただいております「通関業営業報告書等」につきまして、令和6年度分を別紙提出要領によりご提出いただきますようお願いいたします。

ご提出に際し、複数の税関管内に営業所を設置している場合は、主たる営業所の所在地を管轄する税関のみにご提出願います。

なお、提出手段につきましては、**NACCS 汎用申請**を積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。

通関業営業報告書等の提出要領

(1) 提出物

- イ. 通関業営業報告書（税関様式 B 第 1190 号） 1 通（控えが必要な場合は 2 通）
- ロ. 貸借対照表 1 通 ※
- ハ. 損益計算書 1 通 ※
- ニ. 株主資本等変動計算書 1 通 ※
（繰越利益剰余金が記載されているもの）
- ホ. 会社組織図（最新のもの） 1 通

※「決算報告書」（株主総会等に利用するもの）が、上記ロからニの内容を記載している場合、ロからニの提出に代え当該「決算報告書」1 通を提出いただいても結構です。
また、連結決算を行っている場合は、連結決算報告書も併せて提出して下さい。

(2) 留意事項

- イ 別添「通関業営業報告書記載要領」の注意点（赤字部分）を参照のうえ、各様式を作成し提出して下さい。
- ロ 営業報告書様式（B-1190）のblankフォーム（Word 形式）が税関ホームページに掲載されておりますのでご利用下さい。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



(3) 提出方法

次のいずれかの方法をお選び下さい。

- イ N A C C S 汎用申請（業務コード：H Y S）
申請先税関官署：
申請先部門：（blank）
申請手続種別： 件数・料金その他通関業務関連事項報告（B1190）
 - ロ 郵送（宛先を「横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行」と明記してください。
後記（6）の送付票をご利用下さい。）なお、控えが必要な場合は 2 部送付いただき、
「控」返送用の書留等追跡可能な封筒（返送分の切手貼付）を同封して下さい。
 - ハ 横浜税関業務部首席通関業監督官の窓口（本関 4 階）に持参
- ★できるだけ N A C C S 汎用申請をご利用いただきますようお願いいたします。

(4) 提出期限

令和7年6月30日必着

提出期限にかかわらず早期の提出にご理解とご協力をお願い致します。

やむを得ず提出期限を過ぎて提出する事情がある場合には、提出期限前にご連絡をお願いいたします。

株主総会の開催日程の都合等で、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出が後日になる場合には、通関業営業報告書を提出する際に、その旨お申し出下さい。

(5) 連絡先（お問い合わせ先）

横浜税関 業務部首席通関業監督官

電話番号 045-212-6051

(6) 送付票

郵送される場合の送付票としてご利用下さい。

〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行

通関業営業報告書 記載要領

注意点を記載しましたので、営業報告書作成の際の参考として下さい。

令和7年3月

横浜税関 業務部首席通関業監督官

横 浜 税 関 長 殿

・記入漏れがないようにして下さい。

令 和 6 年 度

通 関 業 営 業 報 告 書

〔 自 令 和 年 月 日 〕
〔 至 令 和 年 月 日 〕

- ・報告対象となる期間（事業年度の開始日と終了日）を記入。
- ・事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了する各通関業者の皆様の事業年度です。
- ・決算期中で通関業の許可を受けた場合は、許可日から事業年度終了日までとなります。
- ・ご提出いただく第1～2表の内容は全て事業年度終了時点の数字を記入して下さい。

通関業者

住 所 (所在地)

法人番号

氏名又は名称

・内容について確認させていただく場合がありますので、実際の作成者の連絡先を記載して下さい。

担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

(注) 本報告書は、通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長に提出して下さい。

(規格A4)

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書を添付して下さい。
- ・株主総会による承認前等により、公に配布する事業報告書を添付できない場合は、(案)段階の書類を添付し、承認後等に正式な書類を提出して下さい。

第1表 営業概況総括表

千円未満の端数処理については、決まりはございませんが、
すべての記載箇所で処理方法は同一としてください。

主 要 株 主	(%)	(%)			
	(%)	(%)			
	(%)	(%)			
通 関 業 務 及 びその他の 業務に係る 収入及び従 業員数		営業収益 (千円)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
	通 関 業	A ※			
	通 関 業 以 外				
	計	B	100.0		100.0
通 関 業 務 収 支	営業収益① (千円)	営業費用② (千円)		営業利益 ①-② (千円)	
	A ※				
兼業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉庫業 ・ 航空運送事業 ・ その他 [・ 港湾運送事業 ・ 貨物利用運送事業 ・ 海上運送事業 ・ 道路運送事業 				
通 関 士 数	人	通 関 士 有 資 格 者 数	人		
備 考					

- (注) 1. 「主要株主」は決算書等に記載がある場合は、当該書面を添付することにより記載を省略することができます。
2. 表中※の営業収益の金額は一致するよう記載してください。
3. 表中の「構成比」には、会社全体に占めるそれぞれの割合を小数点以下1位まで記入してください。
4. 「従業者数」には管理部門等を含む人数を計上してください。
5. 「兼業の状況」は該当するものを○で囲み、例示以外の兼業業種がある場合は「その他」の括弧内に記入してください。
6. 「通関士有資格者数」は、通関業法第22条第2項の規定に基づき届け出た者のうち同法第31条第1項の規定による財務大臣の確認を受けていない通関士試験合格者の人数を記入してください。
7. 報告期間中に会社の組織に変更があった場合には、「組織図」を添付してください。
8. 報告期間中に会社の吸収、合併あるいは部門の分離等があった場合は、その時期、内容等を備考欄に記入してください。

(規格A4)

第2表 通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表
 全体〔営業所数： **3** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

営業所別内訳

〔主たる営業所名： **横浜営業所** 所在地管轄税関： **横浜税関** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

〔営業所名： **東京営業所** 所在地管轄税関： **東京税関** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

(規格A4)

第2表 通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表（つづき）

〔営業所名：**名古屋空港営業所**、所在地管轄税関：**名古屋税関**〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² NACCS利用端末
備考		台

〔営業所名：、所在地管轄税関：〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² NACCS利用端末
備考		台

〔営業所名：、所在地管轄税関：〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² NACCS利用端末
備考		台

（規格A4）

- (注) 1. 本表は、通関業者全体及び営業所別に作成してください。また、営業所別内訳の〔 〕内には営業所名及びその所在地を管轄する税関名を記載してください。
2. 「取扱件数」及び「収受額」は報告の対象期間の通関業務取扱台帳（税関様式B第1170号）に計上ものを集計して記載してください。
3. 「通関業務関係資産」については、専有か共有かにかかわらず通関業務に使用しているものを合算して計上してください。

- **A**は、すべての通関営業所の通関業務取扱台帳の収受金額の合計額（対象事業年度分）をご記入ください
- **B**は、損益計算書の「売上高/営業収入（※費用を差し引く前の数字）」をご記入ください。

令和7年3月
横浜税関

関係者 各位

令和6年（1月～12月）に横浜税関で発見したコピー商品などの知的財産侵害物品の差止状況を公表しました。

税関ホームページにも資料を掲載してありますので、ぜひご覧ください。
[https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome\(yokohama\)_R6.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome(yokohama)_R6.pdf)



横浜税関は、全国の税関別で令和元年以降6年連続第1位となる13,834件の知的財産侵害物品の輸入を差止めました。（1万件超は令和2年以降5年連続）

消費者の安全・安心に関わる差止物品の例（公表資料から抜粋）

【医薬品】



【化粧品・香水】



【バッテリー】



知的財産侵害物品の大半は国際郵便で送られてくるものですが、海上貨物や航空貨物からも色々な知的財産侵害物品が発見されています。

輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の取締りにご理解とご協力を賜りますとともに、消費者の立場からもニセモノは買わない・使わない・騙されないよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

業務部知的財産調査官

045-212-6116

令和7年3月11日
横 浜 税 関

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素から、税関の取組みに深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、税関では、安心・安全な社会の実現のため、薬物、銃器、テロ関連物品をはじめ、知的財産侵害物品の水際取締りも重要な役割として取り組んでいます。

今般、下記のとおり「知的財産侵害物品取締強化期間」を設定し、輸出入貨物に対する審査・貨物確認を強化することとしており、期間中に貨物確認の頻度が増加することになりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

実施期間：令和7年3月12日（水）～3月18日（火）

- ✚ 輸出入申告の際は、貨物の詳細が分かる商品の画像や絵型などの資料を添付していただくようお願いいたします。
- ✚ 保税地域に搬入されている貨物で、知的財産に関する商品や外装などがある場合は、税関へ連絡をいただくようお願いいたします。
- ✚ 上記のほか、知的財産侵害物品に関して気にかかることなどがありましたら、税関へ連絡をいただくようお願いいたします。



フリーダイヤル

密輸ダイヤル 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1

シロイ クロイ



横浜税関 令和7年

知的財産侵害物品

取締強化期間

令和7年

3/12~

3/18



知的財産侵害物品は、
日本への持ち込みが禁止されています。

⚠ 知的財産侵害物品を使用することにより、予期せぬ事故や健康被害を招く危険性があります。

個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から送付される
模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、
輸入できません!!

詳細はこちら↓



税関イメージキャラクター
カスタム君



税関では知的財産侵害物品に関する情報を求めています。

通報先:税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

☎ 0120-461-961

横浜税関HP:<https://www.customs.go.jp/yokohama/>

情報提供はこちら↓

